

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 平成24年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり修正願いたい。</p> <p>【修正文案】 ○ <u>過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組</u>を引き続き行うことが求められる。</p> <p>【理由】 本件については、平成19～23年度の事例について、平成23年度に会計検査院から不当事項として指摘されたものであり、指摘されて以降、これまで、再びかかる事案が生じないよう以下の取組を行っているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件について、部局長会議、事務連絡会議等主要な全学会議において報告の 	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 平成24年度中において、一定の取組がなされていること、また、今回確認された事案が過年度の経理に関するものであることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

上、各部局において指導徹底を図るよう指示した。

- 本件を受けて、留意点と受入れに当たっての判断基準（奨学寄附金にあたらぬ事例、奨学寄附金の境界事例の基準）を示した「研究関係公益法人等からの助成金を受入れる場合の取扱いについて」（H24.5.1付け研究担当理事通知）を新たに作成し、研究担当理事から各部局長あてに送付の上、各部局内において各教員及び事務担当者への周知徹底を図るとともに、適切な会計処理に努めるよう指示した。
- 学内会計監査において、全部局に対し、研究関係公益法人等からの寄附金について適正に受入れ手続きがされているかの調査を行い、適正に受入れ手続きがされていることを確認した。
- 学内会計事務研修において、不当事項内容の説明及び研究関係公益法人等からの寄附金の適正な受入手続きの必要性等について、周知徹底を行った。
- 平成25年度は、新任教職員研修においても研究関係公益法人等からの寄附金の受入れ手続きについて、上記通知文書を基に説明を行うとともに、ウェブサイトを通じて周知している。